

令和6年度えびの市地域子育て支援拠点事業運営委託業務仕様書

1 業務名

令和6年度えびの市地域子育て支援拠点事業運営委託業務

2 目的

子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、乳児又は幼児及びその保護者が地域において相互の交流を行う拠点を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

3 委託期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

※開設までの進捗については、随時、市へ情報提供すること。上記の開設時期までに開設の見込みが立たない状況となった場合は、市との協議を要するものとする。

4 実施場所

えびの市飯野地区

5 実施日及び時間

原則、週5日以上かつ1日5時間以上し、子育て親子（主として概ね3歳未満の児童を育てる家庭の保護者及び当該児童を対象とする。）のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して開設時間を設定するものとする。

6 職員の配置

本事業の実施日及び実施時間内においては、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者で、地域の子育て事情に精通した専任の職員を2人以上配置するものとする。

7 事業内容

(1) 基本事業

- (ア) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進を行う事業
- (イ) 子育て等に関する相談及び援助を実施する事業
- (ウ) 地域の子育て関連情報を提供する事業
- (エ) 月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する事業
- (オ) 公民館、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流及び子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施する事業

(2) 広報

事業の利用を促進するため、リーフレットや発注者のホームページの作成等、積極的なPR活動や情報提供を行うこと。

8 事業計画及び完了報告書の作成

(1) 受注者は、事業の遂行にあたり、各月の事業予定書を作成しその前月までに発注者に提出すること。

(2) 受注者は、各月に実施した本事業の事業報告書を、その翌月の10日までに発注者に提出すること

(3) 受注者は、委託期間終了後は実績報告書を作成の上、発注者に提出すること。報告書の要件は以下のとおりとする。

(ア) 事業実績報告書

(イ) 収支決算書

(ウ) そのほか、市長が必要と認める書類

9 法令等の遵守

事業の運営にあたっては、本仕様書のほか、以下に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。

(1) 地方自治法、同施行令

(2) 児童福祉法

(3) 子ども・子育て支援法

(4) 地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成26年5月29日雇児発0529第18号）

(5) えびの市地域子育て支援事業実施要綱

(6) その他関係法令

10 その他

(1) 受注者は利用者にかかる傷害保険、賠償責任保険に加入すること。

(2) 当事業開始にあたり、施設については受注者側で準備すること。

(3) 本仕様書に記載していない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議の上、発注者の指示に従うこと。